

事業主（特に、宮城県石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町に）の皆様へ

主たる事務所がある事業主

障害者雇用納付金の納付期限等の延長等についてのお知らせ

1 障害者雇用納付金の納付期限等の延長について

東日本大震災による被害に対応するために、次の①と②に該当する障害者雇用納付金については、3月24日付け厚生労働省告示により、その申告又は納付の期限（以下「納付期限等」という。）を延長しています。

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県内に、主たる事務所がある事業主が納付するもの
- ② 平成23年3月11日以降に納付期限等が到来するもの
（督促状の指定期限が平成23年3月11日以降である場合を含みます。）

※ 延長後の障害者雇用納付金の納付期限等は以下のとおりです。

- 青森県、茨城県に主たる事務所がある事業主
平成23年7月29日
- 岩手県、宮城県、福島県のうち、別表1の地域に主たる事務所がある事業主
平成23年9月30日
- 岩手県、宮城県のうち、別表2の地域に主たる事務所がある事業主
平成23年12月15日
- 宮城県のうち、別表3の地域に主たる事務所がある事業主
平成24年4月2日（今回新たに期限を決定したもの）
- 福島県のうち、別表4の地域に主たる事務所がある事業主
災害のやんだ日から2ヵ月以内の日が定められますが、具体的な期限は、災害の復旧状況等を踏まえて今後検討し、後日、決定次第お知らせいたします。

2 障害者雇用納付金の納付の猶予について

1に該当しない場合であっても（1に該当する場合で納付の期限が到来した場合を含む。）、東日本大震災により被害を受けた事業主の方について、個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認められた場合には、猶予の対象となります。

※ 詳しいことは、下記担当者又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構までお尋ねください。

【お問い合わせ先】

職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課雇用促進係 領五・小林
（代表） 03-5253-1111 内線：5855
（直通） 03-3595-1173

【別表 1】 延長後の納付期限等が平成 23 年 9 月 30 日である地域

	地 域
【岩手県】	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、九戸郡九戸村、九戸郡洋野町、二戸郡一戸町
【宮城県】	仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町
【福島県】	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、相馬郡新地町

【別表 2】 延長後の納付期限等が平成 23 年 12 月 15 日である地域

	地 域
【岩手県】	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
【宮城県】	気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町

【別表 3】 延長後の納付期限等が平成 24 年 4 月 2 日である地域 (今回新たに期限を決定)

	地 域
【宮城県】	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

【別表 4】 延長後の納付期限等が決定していない地域

	地 域
【福島県】	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯館村